

# 屋外広告物の改善にご協力をお願いします

看板などの屋外広告物は景観を形成する大きな要素です。無秩序に氾濫すると景観を損ねたり、運転者や歩行者の視界を妨げるなど、道路交通の安全を妨げることがあります。

市では、適正な屋外広告物の表示を推進するため、違反広告物等を表示・設置している広告主・広告業者や土地所有者に対して、改善に向けた働きかけや制度の周知に取り組んでいます。

次の対象路線沿線を平成30年6月から調査し、確認された改善対象広告物に対して、改善要請を文書にて行います。

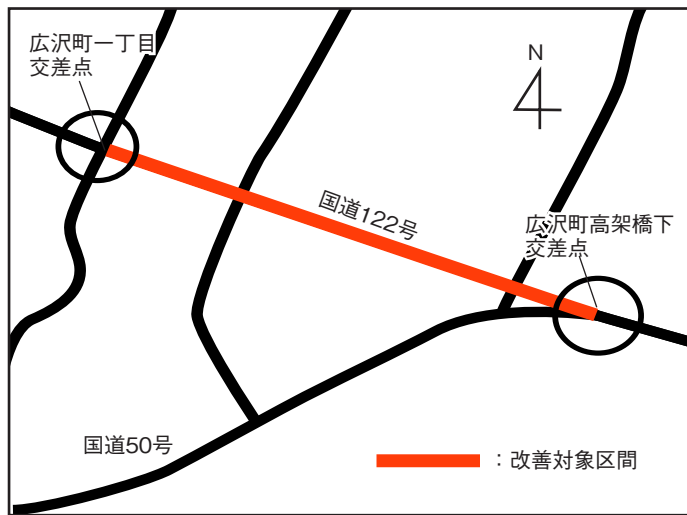
屋外広告物についての許可地域区分や許可基準の詳細などは市ホームページにあります。市民や事業者の皆さんには、本市の良好な景観形成にご協力をお願いします。  
**対象路線**＝国道122号のうち、広沢町高架橋下交差点（国道50号分岐付近）から広沢町一丁目交差点までの区間（約1.4キロメートル）

## 改善対象広告物

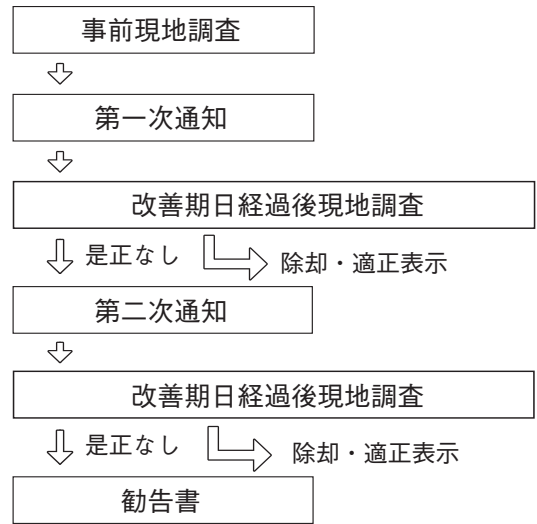
- ①禁止物件（道路標識、街灯柱など）に表示されたもの
- ②必要な手続きをしていないもの
- ③設置基準に適合していないものなど

問い合わせは、都市計画課景観係（☎内線789）へ。

屋外広告物改善対象路線計画図



改善取り組みの流れ（イメージ）



## 都市計画道路の変更に関する 原案の閲覧・公聴会

都市計画法に基づいて定められている次の道路の変更にあたり、原案の閲覧と公聴会を開催します。

問い合わせは、①は県庁都市計画課（☎027・226・3654）、桐生土木事務所（☎530121）へ。②は都市計画課（☎内線744）へ。

- 変更を予定している道路
- ①都市計画道路本町線の変更（群馬県決定）
- ②都市計画道路富士見ヶ丘線の変更（桐生市決定）

●原案の閲覧  
 期間 6月15日（金）～29日（金）  
 時間 午前8時30分～午後5時15分（土、日、祝日を除く）

場所 県庁都市計画課・桐生土木事務所（①のみ、相生町二丁目）、都市計画課（①・②、市役所5階）

●公聴会  
 公述申出書の提出を希望する人は、①は県庁都市計画課または桐生土木事務所へ、②については都市計画課へ提出してください。提出期限は6月29日（金）です。  
 期日 7月10日（火）  
 時間 午後2時から※公述人が無い場合、公聴会は中止となり、7月3日（火）に会場と都市計画課でその旨を掲示します。

場所 桐生土木事務所2階大会議室

## 集団回収の登録団体を募集します

集団回収とは、町内会などの地域住民で構成される団体が再生資源を回収し、ごみの減量と資源の有効活用に取り組むものです。

市の集団回収事業に登録いただいた団体には、回収量に応じて市より奨励金が交付されます。

問い合わせは、環境課ごみ減量係（☎内線452・453）

対象品目＝紙類、繊維類、金属類、アルミ類、空きびん類（家庭から出たものに限る）

奨励金＝年間回収量に応じて、1キログラムあたり4円50銭から7円

# 風水害への備え ～事前の対策と身を守る行動～



台風の影響により寸断された道路

平成29年10月の台風21号では、市内でも土砂の流入などによる被害がありました。台風に限らず、突然の大雨による河川の増水や土砂災害などに注意し、大雨時に河川や用水路を見に行くことは絶対にやめましょう。

問い合わせは、安全安心課防災係（☎内線462）へ。

## ▶ 避難情報にご注意を

市では、気象情報などに基づき、土砂災害や河川の氾濫などの恐れが高まった場合に、できるだけ地域を限定して避難情報を発令します。

避難情報は、ふれあいメール、防災行政無線、防災ラジオなどを使ってお知らせしますので、安全な場所への避難をお願いします。

なお、真夜中に大型台風の通過が予想される場合などは、昼間のうちに発令する場合があります。

普段から、テレビやラジオなどの気象情報に注意するほか、自宅周辺の山や川の異変など、危険を感じた場合には、近くの公民館など安全な場所へ早めの避難をお願いします。

## ▶ 避難情報の種類・とるべき行動

| 情報の種類         | 危険度                             | とるべき行動   |
|---------------|---------------------------------|--|
| 避難準備・高齢者等避難開始 | ※下に行くほど危険度が高まります。<br><b>危険!</b> | いつでも避難ができるよう準備してください。<br>高齢者、障害のある人、小さな子どもがいる人など、避難に時間がかかる人は避難を開始してください。 |
| 避難勧告          |                                 | 速やかに避難を開始してください。<br>屋外が危険な場合は、屋内のより安全な場所に避難してください。                       |
| 避難指示（緊急）      |                                 | 緊急に避難を開始してください。<br>屋外が危険な場合は、屋内のより安全な場所に避難してください。                        |

災害が発生する恐れが高まり、避難が必要となる場合には、市から避難情報を発令します。

## ▶ 雨量に注意しましょう

土砂災害は雨が原因となって発生することが多く、1時間あたり20ミリメートル以上の強い雨が降る、降り始めてからの雨量が100ミリメートルを超えるなどの条件で、土砂災害が起こりやすくなります。

洪水は大雨よりも少し遅れて起こります。また、崖

崩れなどは雨がやんだ後に起こることもありますので、大雨の後数日間は注意が必要です。

## ▶ 自主的に避難できる避難場所

| 施設名    | 所在地              |
|--------|------------------|
| 昭和公民館  | 美原町3 - 6         |
| 南公民館   | 新宿三丁目9 - 52      |
| 東公民館   | 東五丁目6 - 8        |
| 西公民館   | 永楽町2 - 16        |
| 北公民館   | 東久方町三丁目3 - 26    |
| 境野公民館  | 境野町二丁目612 - 4    |
| 桜木公民館  | 広沢町二丁目3334 - 1   |
| 広沢公民館  | 広沢町四丁目1970 - 172 |
| 梅田公民館  | 梅田町二丁目11 - 1     |
| 相生公民館  | 相生町二丁目620 - 14   |
| みやま園   | 川内町五丁目1199       |
| 菱公民館   | 菱町二丁目1349 - 1    |
| 桜木西公民館 | 相生町一丁目451 - 1    |
| 新里支所   | 新里町武井693 - 1     |
| 黒保根支所  | 黒保根町水沼182 - 3    |

避難情報が発表される前であっても、危険を感じた場合は自主的に避難を開始してください。

## ▶ 非常用持ち出し品を準備しましょう

大規模な災害が発生した場合は、食料品や日用品が品薄や売り切れの状態になる恐れがあります。

こうした事態に備えるため、日頃から非常用の食料や飲料水を最低でも3日分、できれば1週間分備えましょう。

詳しいことは、防災チェックシートでご確認ください。防災チェックシートは、市役所3階の安全安心課、新里・黒保根支所市民生活課、各公民館、市ホームページにあります。